



# 災害時における相互支援初動マニュアル (案)

公益社団法人だて青年会議所  
公益社団法人宇都宮青年会議所

# 災害時における相互支援初動マニュアル

## 1. 災害時における担当の決定・連絡網の整備

(1) 理事長は、前年度12月15日までにLOM内における次の災害時担当者を決定すること。

- ①災害担当責任者……………専務理事もしくは担当者（以下、担当者(委員会)）
- ②災害担当副責任者……………災害担当責任者の指示に従い行動をする。災害担当責任者に何かあった場合、責任者として行動をする。
- ③事務局……………被害に関する情報収集と行政等との連絡調整、ボランティア保険の加入手続き、義援金などの口座開設手続きなど主に災害に関する金銭の収支について管理を行う責任者。
- ④人的支援担当……………被災地において人間的なニーズを把握し、ボランティアを募集すると共にマッチング作業を行う責任者。
- ⑤物的支援担当……………被災地において物質的なニーズを把握し、物資を募集すると共に集まった物資の保管・管理を行う責任者。

(2) 災害担当責任者は、上記事項を別紙1「災害時における緊急連絡網」にまとめ、また、災害時に情報を共有するための手法・媒体について決定し、年度初めの理事会にて報告・周知すること。

(3) 災害担当責任者は、前項の周知後にその手法・媒体による連絡が滞りなく行き届くか否かにつてに模擬訓練を実施して検証を行うこと。

(4) 両LOMの災害担当責任者同士が日時を決定し、合同模擬訓練を実施する。被災側・支援側を交互に行い検証を行うこと。

## 2. 発災から災害支援ネットワークの発動まで

(1) 災害の発生を検知した場合、災害担当責任者は1.(2)で定めた別紙1「災害時における緊急連絡網」を利用して被災地LOMの理事長へ被災状況を照会すること。被害が甚大で被災地LOMによる状況確認が難しいと判断した場合、自ら若しくは被災地近隣LOMと協力して情報収集に当たること。

(2) 被災地LOMの理事長は1.(1)で定めた災害担当の事務局へ被害に関する情報収集と報告を指示すること。

(3) (2)の報告を受けた被災地LOMの理事長は、次の基準により支援の必要性を判断し

て災害担当責任者から支援LOMの災害担当責任者への報告を指示すること。

レベル1 支援の必要がない。

レベル2 支援の必要は有るが、被災地内で支援受入が可能である。

レベル3 支援の必要が有り、被災地内で支援受入が不可能である。

※支援受入とはボランティアの募集からニーズとのマッチング、支援物資の受入までを言う。

(4) 支援LOMの理事長は、前項の基準がレベル1及び2の場合においては必要に応じて災害担当責任者へ支援要請等の情報発信を指示すること。レベル3の場合においては、ブロック協議会・地区協議会・日本JCと連携を図ること。